

クラブサンタクロース（略称 CSC）規約

第1章 総則

第1条（名称）

このクラブの名称は「ノルディックウォーキング クラブサンタクロース」（以下「本クラブ」という）と称する。

第2条（目的）

本クラブは、一般社団法人関西ノルディックウォーキング協会（KNWA）に所属するクラブとして、ノルディックウォーキングをとおして健康維持増進と、豊かな人間関係を醸成しながら、明るく活力に満ちた地域づくりに寄与する。

第3条（事業）

本クラブは、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- （1）定例会・各種イベントの企画と実施
- （2）上部団体、各地区のノルディックウォーキング団体との交流
- （3）各種指導者勉強会の開催

第2章 会員

第4条（クラブの構成）

本クラブは、代表、副代表、運営委員、会員をもって構成する。

第5条（入会要件）

本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- （1）本クラブの目的に賛同するものであること。
- （2）本クラブで定める諸規定を遵守するものであること。

第6条（入会手続き）

本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込むものとする。

第7条（会員資格の喪失）

会員の資格は、退会によって喪失する。

第8条（会費）

会費とは次のものをいう。

- （1）年会費

第3章 組織

第9条（役員）

本クラブに次の役員を置く。

三役　　：代表1名　副代表1名　会計1名

運営委員：上記三役、書記、総務、記録、等を含め10名前後とする。

第10条（総会）

総会は、毎年1回、原則03月に実施する。

- (1) 当年度の活動報告　　(2) 当年度の決算報告　　(3) 次年度の活動計画
- (4) 次年度の予算計画　　(5) 規約、細則その他業務運営上必要な諸規定の制定
- (6) その他の重要事項

第11条（運営委員会）

運営委員会は、必要に応じて代表が招集する。

第4章 会計

第12条（会計年度）

本クラブの会計年度は、毎年04月01日に始まり翌年03月31日に終了する。

第13条（事故の責任）

会員は、本クラブ活動に際しては、本クラブの諸規定及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに背理して事故が起きた場合は、クラブ及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

第14条（保険の加入）

会員は、スポーツ関係の傷害等保険に加入するものとする。本クラブは、その活動中の傷害については、加入保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。未加入者の活動中の事故については、本クラブは一切の責任を負わない。

第5章 その他

第15条

本規約に定めない事項や運営上必要な事項は、運営委員会の決議により細則等で定める。

細則

第3条

(2) 上部団体とは、「KNWA」及び「JNFA」のことであり、「KNWA」は「JNFA」の団体正会員である。

ただし「JNFA」の個人会員になるには、登録が必要となる。

クラブ付け会員になる場合には「KNWA」付けの「JNFA」クラブ付け会員としての登録ができる。

第5条（入会要件）

営利目的の入会は認めない。

第6条（入会手続き）

原則入会申込書にて必要事項を記入する。（別紙参照）

ただし、特別な場合はメールその他でもかまわない。

第8条（会費）

大人1人につき年会費2,000円とする。

納入については03月31日までに納入するものとする。

後期（10月-3月）からの入会は、1,000円とする。

第9条（役員）

運営をサポートする事務局を設ける。

事務局長と若干の事務局員で構成し、役員との兼務も可とする。

第11条（運営委員会）

原則は会議場での打ち合わせとするが、速効性を求める場合等は、メール等のweb媒体を利用する。

第14条（保険の加入）

定例会についてはAIU普通障害保険に加入する。

また各種イベントにはその都度傷害等保険に加入する。

付則

- 1 本規約及び細則は、平成22年1月1日より執行する。
- 2 規約一部改訂 平成26年03月18日